

学校における働き方改革
天塩町アクション・プラン
(第2期)

令和3年9月
天塩町教育委員会

I はじめに

- 人工知能（AI）やビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化したSociety5.0時代が到来しつつある中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきています。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。
- このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしています。
- 学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものです。
- 現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいます。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要があります。

II アクション・プラン（第2期）の概要

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プラン（以下「アクション・プラン（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとします。

(1) アクション・プラン（第2期）の性格

アクション・プラン（第2期）は、公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年（2020年）文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び天塩町教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年（2020年）天塩町教育委員会規則第1号）に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

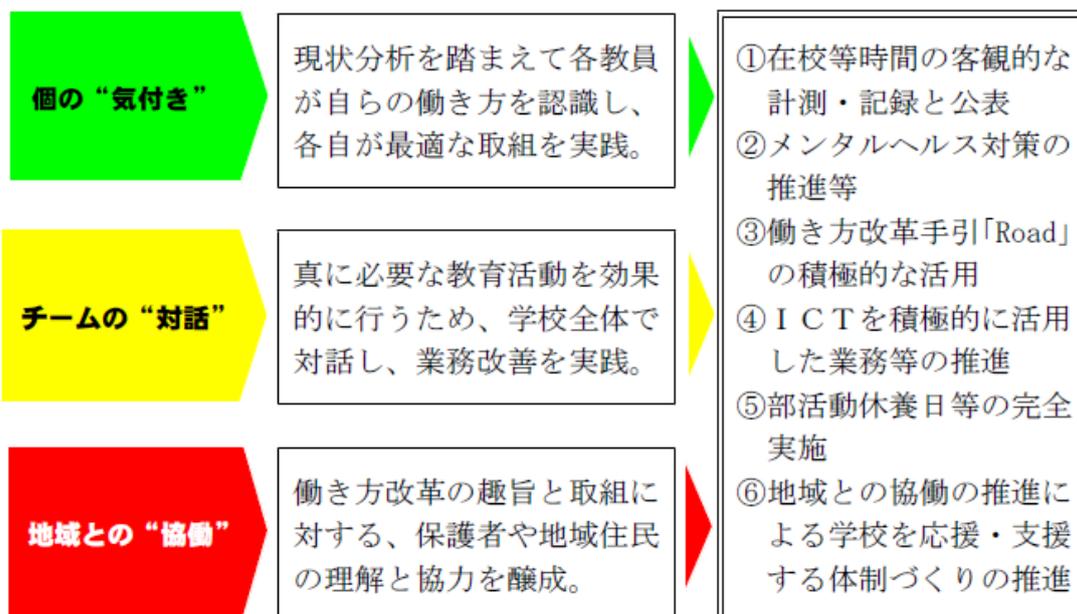
(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とします。

【重視する視点】



※重点的に実施する取組は、別に示す工程表により進捗状況を把握します。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、市町村教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組みます。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいいます。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とします。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間
- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいいます。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができます。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意するものとします。

 - ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
 - イ 1年間の時間外在校等時間 720時間
 - ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
 - エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 教育委員会及び学校の役割

ア 教育委員会の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限に関する方針等を定めます。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ・ 毎年度、町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、アクション・プラン（第2期）に掲げる具体的な取組を実践するとともに時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

(4) 取組の検証・改善

教育委員会は、学校における取組の進捗状況を把握し、学校との検証結果及び国や道の働き方改革の動向を踏まえて取組の改善に活用します。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要があります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

(6) 学校や教員が担う業務の明確化

各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確化するとともに、国の中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、地域や保護者の理解の醸成に向けた取組の推進を図ります。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

<p>基本的には学校以外が担うべき業務</p>	<p>学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務</p>	<p>教員の業務だが、負担軽減が可能な業務</p>
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>〔※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>〔※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。〕</p>	<p>⑨給食等の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年（2019年）1月25日中央教育審議会答申）より抜粋

Ⅲ アクション・プラン（第2期）の具体的な取組

取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 **重点**

- ・ 全ての町立学校で、働き方改革手引「Road」を積極的に活用するよう促します。
- ・ 全ての町立学校で、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第3章に掲載）を設置するよう促します。
- ・ 全ての町立学校で、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促します。

(2) ICTを活用した業務等の推進 **重点**

- ・ 校種に応じて次のような教材や資料等を活用できるよう支援します。

共 通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小 学 校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中 学 校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 **重点**

- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の活動を活性化するとともに、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」の導入を進めます。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進

- ・ 各学校の課題に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を進めるとともに、部活動における外部講師の掘り起こし、スクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフの活用を図ります。

(5) 校務支援システムの活用

- ・ 業務の効率化や教育の質的改善のため、成績処理などを行う教務支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備え、令和2年度から全町立学校に導入している校務支援システムについて、効果的な活用を図ります。

(6) 学校給食費の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にするなど、学校給食費の公会計化推進に向けた取組を進めるとともに、徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）について、学校設置者が自らの業務として行うようにするための取組を図ります。
- ・ 学校用品や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進するため取組を図ります。

取組2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

- ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度とならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施を推進します。
- ・ 部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例などは例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであり、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行います。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「天塩町立学校に係る部活動の方針」によるものとします。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながるための取組を進めます。

(3) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動の推進に向けた取組を行います。

取組3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 **重点**

- ・ 教育委員会は、町立学校において、校務支援システム（令和2年度導入）の活用により在校等時間を客観的に計測・記録し、公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するよう積極的に取り組みます。
- ・ 教育委員会は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ・ 教育委員会は、各学校での在校時間等を計測した結果を踏まえ、教育職員の健康に配慮するとともに、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化のための取組を進めます。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を推進します。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化月間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得推進
(年5日以上を確実に取得、まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・ 学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ・ 学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設けます。
- ・ 人事評価の面談において、管理職員が教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努めます。
- ・ 上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、管理職員が当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 教育委員会は、学校職員が休業を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

① 実施目的

- ・ 職員が休業を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とします。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とします。
- ・ 休暇の取得は強制しないものとします。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とします。
- ・ 部活動休養日に設定するものとします。

④ 保護者への周知

- ・ 教育委員会が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出します。

取組4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

- ・ 学校教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図ります。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 教育委員会は、教育職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することがないように取り組んでいきます。
- ・ 教育委員会は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進めます。

(3) 勤務時間等の制度改善

- ・ 4週の期間内での変形労働時間制、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更、1年単位の変形労働時間制の導入など、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、今後も、更なる制度改善に向けて取り組みます。

(4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を精選するとともに、次の取組を積極的推進するよう促します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用するなど、負担軽減を図ること。② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。 |
|--|

(5) 少年団活動における教職員の負担軽減

- ・ 教育委員会及び学校は、少年団活動の関係団体に対し、指導に関わっている教育職員の負担の軽減を図るため、本取組の趣旨を説明し、理解と協力を要請します。

(6) 留守番電話やメールによる連絡対応等

- ・ 教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教育職員が保護者や外部からの問い合わせ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進めます。
- ・ 教育委員会は、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めます。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意しなければなりません。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。
- (2) 教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。
教育委員会及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

附 則（令和3年9月22日教育委員会決定）

この方針は、決定の日から施行する。